

駆動補助機付自転車に係る型式認定品について

○ 型式認定制度の概要

型式認定制度は、型式認定対象品（普通自転車、駆動補助機付自転車、原動機を用いる歩行補助車等）が、道路交通法令の規定に定められた基準に適合していることを明らかにすることによって、利用者の便宜を図るとともに、これらの機器に関する交通安全対策の推進が図られるようにするための制度となります。

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」といいます。）に基づき、対象品の製作又は販売を業とする者は、府令をはじめとする関係規定により定められた基準に適合するものであるかどうかについて、国家公安委員会の認定を受けることができることとされています。

型式認定を受けた事業者は、認定品に型式認定番号や「TSマーク」を表示することができることとされています。



○ 駆動補助機付自転車に係る型式認定制度について

駆動補助機付自転車については、府令第39条の3に基づき、型式認定制度の対象とされています。

駆動補助機付自転車については、

- ・ アシスト比率等の原動機の基準を満たしていること
- ・ アシスト機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと
- ・ 円滑に停止させる性能を有すること

について、試験がおこなわれており、型式認定を受け、「TSマーク」が貼付されている車種は、これらの基準を満たしているものとなります。

型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一覧は、以下の警察庁ホームページをご確認ください。

警察庁ホームページのURL

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/katashiki.html>

自転車の安全な利用のため、TSマークが貼付されている駆動補助機付自転車のご利用をお願いいたします。